

# 令和5年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（9日）

招集年月日	令和5年3月7日								
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場								
開閉会日時 及び宣言	開 会	令和5年 3月 7日午前10時00分				議 長	佐 藤 博		
	閉 会	令和5年 3月 17日午前10時14分				議 長	佐 藤 博		
議員出席状況	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応 招 11名	1	小井土 光 弘	○	○	7	佐 藤 博	○	○	
不応招 0名	2	大 手 博 幸	○	○	8	千 野 榮 治	○	○	
出 席 11名	3	佐々木 信 也	○	○	10	堀 口 博 志	○	○	
欠 席 0名	4	岡 田 邦 敏	○	○	11	岡 田 武 二	○	○	
欠 員 0名	5	木 暮 弘 元	○	○	12	佐 藤 公 夫	○	○	
【凡 例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す	6	岩 崎 正 春	○	○					
会議録署名議員	1番	小井土 光 弘	2番		大 手 博 幸				
職務のため議場に 出席したものの氏名	事 務 局 長	佐 藤 正 明			書 記	佐 藤 里 奈			
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男			福 祉 課 長	猪 野 と も え			
	教 育 長	里 見 立 夫			保 健 課 長	岩 井 収			
	総 務 課 長	岡 野 均			農 林 課 長	佐 藤 圭 司			
	企 画 課 長	神 戸 領 栄			商 工 観 光 課 長	林 光 一			
	住 民 税 務 課 長	下 山 光 一			建 設 水 道 課 長	荻 野 文 昭			
	会 計 課 長	岡 野 宏 巳			教 育 課 長	竹 内 誠			

## 議 事 日 程 別紙のとおり

---

### 会 議 に 付 し た 議 件

---

- 1 第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 4 第2号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 5 第3号議案 富岡市甘楽郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 6 第4号議案 下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 7 第5号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 8 第6号議案 下仁田町起業支援テレワークオフィスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 9 第7号議案 下仁田町中小企業・小規模企業振興基本条例
- 10 第8号議案 下仁田町屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 11 第9号議案 町道路線の認定について
- 12 第10号議案 令和4年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）
- 第11号議案 令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12号議案 令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13号議案 令和4年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14号議案 令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 第15号議案 令和5年度下仁田町一般会計予算
- 第16号議案 令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
- 第17号議案 令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第18号議案 令和5年度下仁田町介護保険特別会計予算
- 第19号議案 令和5年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算
- 第20号議案 令和5年度下仁田町水道事業会計予算
- 14 陳情第3号 国に「旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書」の提出を求める陳情書

### 会 議 の 経 過

---

開 会 令和5年3月9日 午前10時00分

---

○議長 佐藤博 おはようございます。  
これから、本日の会議を開きます。

---

○議長 佐藤博 日程第1、第1号議案「下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第1号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、神戸俊、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX、任期、令和5年3月23日から令和8年3月22日まで。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由ですが、小井土敏明氏が令和5年3月22日をもって任期満了となるためでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第1号議案を、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議ないものと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第2、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(下山光一住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 下山光一 命によりまして、諮問第1号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法

第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、住所、[REDACTED]、氏名、小井土健一、[REDACTED]

[REDACTED]。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございますが、中澤一夫氏が令和5年6月30日任期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第1号を、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、諮問第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第3、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(下山光一住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 下山光一 命によりまして、諮問第2号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、住所、[REDACTED]、氏名、赤岡長治、[REDACTED]

[REDACTED]。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございますが、赤岡ちよ子氏が、令和5年6月30日任期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第2号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議ないものと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に、日程第4、第2号議案「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第2号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第2号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。

群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項本文の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございますが、(1)群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合の名称が、令和5年4月1日から桐生地域医療企業団と変更されるため。

(2)吾妻環境施設組合が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、群馬県市町村総合事務組合規約別表第2の5の項左欄の事務の共同処理を令和5年4月1日から行うためでございます。

別紙規約変更に関する協議書につきましては、ご説明を省略させていただきます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論はないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第2号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第5、第3号議案「富岡市甘楽郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(猪野ともえ福祉課長 登壇)

○福祉課長 猪野ともえ 命によりまして、第3号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第3号議案 富岡市甘楽郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について。

富岡市甘楽郡介護認定審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり富岡市甘楽郡介護認定審査会共同設置団体間において協議の上定めることについて、同条第3項の規定により準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

富岡市甘楽郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議書。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、富岡市甘楽郡介護認定審査会共同設置規約の一部を下記のとおり変更することについて協議する。

記、富岡市甘楽郡介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約。

富岡市甘楽郡介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「24人」を「25人」に改める。

附則、この規約は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第3号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されま

した。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第6、第4号議案「下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(猪野ともえ福祉課長 登壇)

○福祉課長 猪野ともえ 命によりまして、第4号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第4号議案 下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

下仁田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40.8万円」を「48.8万円」に改める。

附則、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、施行日前に出産した被保険者に係る下仁田町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第7、第5号議案「下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

(林光一商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林光一 命によりまして、第5号議案を朗読し、ご提案、ご説明

申し上げます。

第5号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例。

下仁田町小口資金融資促進条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第5号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第8、第6号議案「下仁田町起業支援テレワークオフィスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

(林光一商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林光一 命によりまして、第6号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第6号議案 下仁田町起業支援テレワークオフィスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町起業支援テレワークオフィスの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。以下の改正内容につきましては、先の全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
第6号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第9、第7号議案「下仁田町中小企業・小規模企業振興基本条例」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

(林光一商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林光一 命によりまして、第7号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第7号議案 下仁田町中小企業・小規模企業振興基本条例。

目的、第1条、この条例は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展を果たす役割の重要性に鑑み、その振興についての基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進し、もって町の経済の健全な発展及び町民の生活向上に寄与することを目的とする。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

裏面、下段をお願いいたします。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論

はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
第7号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第10、第8号議案「下仁田町屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。

教育課長

(竹内誠教育課長 登壇)

○教育課長 竹内誠 命によりまして、第8号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

下仁田町屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例は廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
第8号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第11、第9号議案「町道路線の認定について」を議

題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第9号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第9号議案 町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線を下記のとおり認定する。

記、路線名、町道1279号線、起点、下仁田字山際677-4、終点、下仁田字蚕影642-9、幅員、3.8メートルから4.7メートル、延長38.76メートル。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第9号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第12、第10号議案から第14号議案までを一括議題とし、第10号議案「令和4年度下仁田町一般会計補正予算(第5号)」から、順次説明を願います。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第10号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第10号議案 令和4年度下仁田町一般会計補正予算(第5号)。

令和4年度下仁田町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,350万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,976万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。初めに、歳入です。

1款町税1,692万1,000円。

11款地方交付税6,361万5,000円。

13款分担金及び負担金38万4,000円。

15款国庫支出金300万9,000円。

16款県支出金1,118万4,000円の減。

18款寄附金3,825万円。

21款諸収入160万6,000円。

22款町債6,090万円。

歳入合計53億1,626万2,000円に1億7,350万1,000円を追加し、54億8,976万3,000円としたいとします。

次に、歳出です。

1款議会費5万2,000円。

2款総務費2億210万6,000円。

3款民生費555万9,000円の減。

4款衛生費223万8,000円。

6款農林水産業費1,101万1,000円の減。

7款商工費3万円。

8款土木費257万9,000円の減。

9 款消防費 1, 1 6 3 万 1, 0 0 0 円の減。

次ページをお願いします。

1 0 款教育費 5 1 万 6, 0 0 0 円。

1 2 款公債費 6 6 万 1, 0 0 0 円の減。

歳出合計 5 3 億 1, 6 2 6 万 2, 0 0 0 円に 1 億 7, 3 5 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、5 4 億 8, 9 7 6 万 3, 0 0 0 円としたいとします。

第 2 表、繰越明許費です。

2 款総務費、1 項総務管理費は、ネットワークシステム維持管理費で 2 7 万円、乗合バス運行事業で 8 2 5 万円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費は、過疎道路整備で 3, 7 6 2 万円、橋梁維持管理で 2, 6 0 6 万円。3 項河川費は、河川改良費で 1, 4 8 5 万円。

1 0 款教育費、4 項社会教育費は、社会教育推進で 2 2 4 万 4, 0 0 0 円をそれぞれ繰越ししたいとします。

6 ページをお願いいたします。

3 表、地方債補正（変更）です。

起債の目的、過疎対策事業債は、限度額 1 億 3, 4 4 0 万円に 5, 1 1 0 万円を追加し、限度額を 1 億 8, 5 5 0 万円に。

過疎対策事業債（ソフト事業分）、限度額 4, 9 1 0 万円に 1, 3 2 0 万円を追加し、限度額を 6, 2 3 0 万円に。

防災対策事業債は、限度額 8 8 0 万円から 8 0 万円を減額し、限度額を 8 0 0 万円に。

緊急自然災害防止対策事業債は、限度額 5, 1 3 0 万円から 2 6 0 万円を減額し、限度額を 4, 8 7 0 万円にそれぞれ変更したいとします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、1 0 ページの 2、歳入及び 1 4 ページの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 以上で一般会計の説明が終わりました。

続いて、第 1 1 号議案「令和 4 年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」、第 1 2 号議案「令和 4 年度下仁田町後期高齢者医療特別会

計補正予算（第2号）」及び第13号議案「令和4年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について福祉課長に説明を求めます。

福祉課長

（猪野ともえ福祉課長 登壇）

○福祉課長 猪野ともえ 命によりまして、第11号議案から第13号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第11号議案 令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,325万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,702万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税 1 0 5 万 4 , 0 0 0 円。

4 款県支出金 4 , 0 5 6 万 1 , 0 0 0 円。

6 款繰入金 3 2 万 5 , 0 0 0 円。

8 款諸収入 1 , 1 3 1 万 9 , 0 0 0 円。

歳入合計 9 億 3 , 3 7 6 万 8 , 0 0 0 円に 5 , 3 2 5 万 9 , 0 0 0 円を追加し、9 億 8 , 7 0 2 万 7 , 0 0 0 円としたいとするものです。

続きまして、歳出でございます。

2 款保険給付費 4 , 0 7 0 万円。

3 款国民健康保険事業費納付金 4 , 0 0 0 円。

6 款保健事業費 2 6 万 7 , 0 0 0 円の減。

9 款諸支出金 1 , 1 3 1 万 9 , 0 0 0 円。

1 0 款予備費 1 5 0 万 3 , 0 0 0 円。

歳出合計 9 億 3 , 3 7 6 万 8 , 0 0 0 円に 5 , 3 2 5 万 9 , 0 0 0 円を追

加し、9億8,702万7,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。5ページ、2、歳入、7ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第12号議案をお願いいたします。

第12号議案 令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ429万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,908万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料142万3,000円の減。

3款繰入金287万4,000円の減。

歳入合計1億5,338万1,000円から429万7,000円を減額し、1億4,908万4,000円としたいとするものです。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費9万4,000円の減。

3款後期高齢者医療広域連合納付金420万3,000円の減。

歳出合計1億5,338万1,000円から429万7,000円を減額し、1億4,908万4,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。5ページ、2、歳入、6ページ、3、歳出につきま

しては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第13号議案をお願いいたします。

第13号議案 令和4年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,041万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,430万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。

3款国庫支出金296万5,000円の減。

4款支払基金交付金527万円の減。

5款県支出金261万6,000円の減。

7款繰入金956万6,000円の減。

歳入合計14億5,471万7,000円から2,041万7,000円を減額し、14億3,430万円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

2款保険給付費1,953万3,000円の減。

5款地域支援事業費88万4,000円の減。

歳出合計14億5,471万7,000円から2,041万7,000円を減額し、14億3,430万円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。6ページ、2、歳入、8ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。



以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 次に、第14号議案「令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」について、建設水道課長に説明を求めます。

建設水道課長

（荻野文昭建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第14号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第14号議案 令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,179万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,801万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入です。

1款分担金及び負担金108万円の減。

2款使用料及び手数料30万7,000円の減。

4款県支出金160万5,000円の減。

6款繰入金60万2,000円の減。

9款町債820万円の減。

歳入合計7,980万8,000円から1,179万4,000円を減額し、6,801万4,000円としたいとさせていただきます。

歳出です。

1款浄化槽事業費1,172万4,000円の減。

2款公債費7万円の減。

歳出合計7,980万8,000円から1,179万4,000円を減額し、6,801万4,000円としたいとするものでございます。

次ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）、限度額990万円は580万円に、過疎対策事業債、限度額500万円は150万円に、過疎対策事業債（ソフト事業分）480万円は420万円に、限度額計1,970万円から1,150万円にしたいとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、省略させていただきます。

なお、5ページの2、歳入、6ページからの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、第10号議案から第14号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結し、第10号議案から第14号議案の5議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時といたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時59分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤博 次に日程第13、第15号議案から第20号議案までを一括議題

といたします。まず、第15号議案「令和5年度下仁田町一般会計予算」から順次説明を願います。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第15号議案を朗読し、ご提案、ご説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第15号議案 令和5年度下仁田町一般会計予算。

令和5年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算ですが、款の区分と予算額を申し上げます。

初めに、歳入です。

- 1 款町税 7 億 8, 6 6 7 万 5, 0 0 0 円。
- 2 款地方譲与税 8, 4 9 2 万円。
- 3 款利子割交付金 3 0 万円。
- 4 款配当割交付金 2 5 0 万円。
- 5 款株式等譲渡所得割交付金 2 0 0 万円。
- 6 款法人事業税交付金 1, 0 0 0 万円。
- 7 款地方消費税交付金 1 億 5, 9 0 0 万円。
- 8 款ゴルフ場利用税交付金 1, 1 0 0 万円。
- 9 款環境性能割交付金 4 0 0 万円。
- 1 0 款地方特例交付金 1 5 0 万 1, 0 0 0 円。
- 1 1 款地方交付税 2 4 億 3, 0 0 0 万円。
- 1 2 款交通安全対策特別交付金 1 1 0 万円。
- 1 3 款分担金及び負担金 1, 6 9 8 万 3, 0 0 0 円。
- 1 4 款使用料及び手数料 4, 1 3 2 万 3, 0 0 0 円。
- 1 5 款国庫支出金 3 億 2, 3 3 4 万 4, 0 0 0 円。
- 1 6 款県支出金 2 億 7, 4 5 2 万 5, 0 0 0 円。
- 1 7 款財産収入 8 7 4 万 5, 0 0 0 円。
- 1 8 款寄附金 8, 5 1 8 万 2, 0 0 0 円。

4 ページをお願いいたします。

- 1 9 款繰入金 2 億 5, 7 1 0 万 2, 0 0 0 円。
- 2 0 款繰越金 1, 0 0 0 万円。
- 2 1 款諸収入 4, 3 5 0 万円。
- 2 2 款町債 2 億 5, 4 3 0 万円。

歳入合計 4 8 億 8 0 0 万円としたいとさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

歳出です。

- 1 款議会費 6, 8 1 3 万 9, 0 0 0 円。
- 2 款総務費 7 億 6, 2 9 4 万 4, 0 0 0 円。
- 3 款民生費 1 0 億 5, 5 4 7 万 1, 0 0 0 円。
- 4 款衛生費 8 億 1, 5 5 2 万 1, 0 0 0 円。
- 5 款労働費 7 2 万 4, 0 0 0 円。
- 6 款農林水産業費 2 億 6, 1 7 1 万 1, 0 0 0 円。
- 7 款商工費 1 億 2 7 2 万円。

8 款土木費 3 億 3, 0 4 2 万 4, 0 0 0 円。

6 ページをお願いいたします。

9 款消防費 2 億 8, 9 0 9 万 5, 0 0 0 円。

1 0 款教育費 4 億 9, 1 3 6 万 2, 0 0 0 円。

1 1 款災害復旧費 1 万 1, 0 0 0 円。

1 2 款公債費 6 億 1, 7 9 2 万 2, 0 0 0 円。

1 3 款諸支出金 1 9 5 万 6, 0 0 0 円。

1 4 款予備費 1, 0 0 0 万円。

歳出合計 4 8 億 8 0 0 万円としたいとさせていただきます。

次に、第 2 表、債務負担行為です。

事項につきましては、下仁田町起業支援テレワークオフィスの管理、運営に関する協定で、期間を令和 6 年度から令和 8 年度までとし、限度額を 3 0 0 万円としたいとさせていただきます。

第 3 表、地方債です。

起債の目的と限度額は、過疎対策事業債 1 億 6, 5 0 0 万円、過疎対策事業債ソフト事業分 3, 9 9 0 万円、地方道路等整備事業債 5 5 0 万円、公営住宅建設事業債 4 1 0 万円、防災対策事業債 3 2 0 万円、緊急自然災害防止対策事業債 1, 0 6 0 万円、臨時財政対策債 2, 6 0 0 万円、限度額計は 2 億 5, 4 3 0 万円で、起債の方法は証書借入れ、または証券発行、利率は年 3 % 以内とし、償還の方法は借入れ先の融資条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができるとしたいとさせていただきます。

8 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、省略をさせていただきます。11 ページ、2、歳入及び 28 ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 以上で、一般会計予算の説明が終わりました。

続いて、第 1 6 号議案「令和 5 年度下仁田町国民健康保険特別会計予算」、第 1 7 号議案「令和 5 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算」及び第 1 8 号議案「令和 5 年度下仁田町介護保険特別会計予算」について、福祉課長に説明を求めます。

福祉課長

(猪野ともえ福祉課長 登壇)

○福祉課長 猪野ともえ 予算書、161ページをお願いいたします。

命によりまして、第16号議案から第18号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第16号議案 令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億8,887万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税1億3,428万4,000円。

2款使用料及び手数料1,000円。

3款国庫支出金1万1,000円。

4款県支出金7億6,988万4,000円。

5款財産収入2,000円。

6款繰入金8,450万5,000円。

7款繰越金1,000円。

8款諸収入18万4,000円。

歳入合計9億8,887万2,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

次に、歳出でございます。

1款総務費859万円。

2款保険給付費7億2,794万8,000円。

3款国民健康保険事業費納付金2億2,595万4,000円。

4款共同事業拠出金1,000円。

5款財政安定化基金拠出金1,000円。

6款保健事業費1,886万4,000円。

7款基金積立金2,000円。

8款公債費3,000円。

次のページをお願いします。

9款諸支出金550万9,000円。

10款予備費200万円。

歳出合計9億8,887万2,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、167ページ、2、歳入及び173ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、187ページをお願いします。

第17号議案 令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,099万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の

各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料9, 598万7, 000円。

2 款使用料及び手数料2, 000円。

3 款繰入金5, 836万9, 000円。

4 款繰越金1, 000円。

5 款諸収入663万5, 000円。

歳入合計1億6, 099万4, 000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

次に、歳出です。

1 款総務費247万円。

2 款保健事業費742万3, 000円。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金1億4, 999万9, 000円。

4 款諸支出金10万1, 000円。

5 款公債費1, 000円。

6 款予備費100万円。

歳出合計1億6, 099万4, 000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、192ページの2、歳入及び194ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、199ページをお願いします。

第18号議案 令和5年度下仁田町介護保険特別会計予算。

令和5年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9, 154万6, 000円と定める。



第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第3号、地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款保険料2億2,415万8,000円。

2款使用料及び手数料1,000円。

3款国庫支出金3億7,280万2,000円。

4款支払基金交付金3億6,879万2,000円。

5款県支出金2億843万9,000円。

6款財産収入8,000円。

7款繰入金2億1,660万7,000円。

8款繰越金1,000円。

9款諸収入73万8,000円。

歳入合計13億9,154万6,000円としたいとするものです。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出です。

1款総務費1,435万1,000円。

2款保険給付費13億1,483万円。

3款財政安定化基金拠出金1,000円。

4款基金積立金8,000円。

5 款地域支援事業費 6, 1 3 5 万 1, 0 0 0 円。

6 款公債費 1, 0 0 0 円。

7 款諸支出金 4, 0 0 0 円。

8 款予備費 1 0 0 万円。

歳出合計 1 3 億 9, 1 5 4 万 6, 0 0 0 円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1 の総括につきましては、省略させていただきます。また、2 0 6 ページの 2、歳入及び 2 1 1 ページの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 次に第 1 9 号議案「令和 5 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算」、第 2 0 号議案「令和 5 年度下仁田町水道事業会計予算」について、建設水道課長に説明を求めます。

建設水道課長。

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第 1 9 号議案と第 2 0 議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

予算書 2 3 1 ページをお願いいたします。

第 1 9 号議案 令和 5 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算。

令和 5 年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 9 0 7 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

一時借入金。

第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 2, 0 0 0 万円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と予算額を申し上げます。歳入。

1 款分担金及び負担金 4 9 5 万円。

2 款使用料及び手数料 2, 4 9 9 万 6, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金 1, 0 1 6 万 2, 0 0 0 円。

4 款県支出金 4 2 5 万 1, 0 0 0 円。

5 款財産収入 1, 0 0 0 円。

6 款繰入金 1, 1 9 0 万 8, 0 0 0 円。

7 款繰越金 1 0 0 万円。

8 款諸収入 2, 0 0 0 円。

9 款町債 4, 1 8 0 万円。

歳入合計 9, 9 0 7 万円としたいとします。でございます。

次ページをお願いします。

歳出。

1 款浄化槽事業費 8, 8 8 4 万 5, 0 0 0 円。

2 款公債費 9 2 2 万 5, 0 0 0 円。

3 款予備費 1 0 0 万円。

歳出合計 9, 9 0 7 万円としたいとします。でございます。

次ページをお願いいたします。

第2表、地方債。

起債の目的、浄化槽施設設置事業下水道事業債限度額 2, 0 9 0 万円、過疎対策事業債限度額 7 2 0 万円、過疎対策事業債ソフト事業分限度額 1, 3 7 0 万円、限度額計 4, 1 8 0 万円。起債の方法、証書借入、または証券発行。利率、3%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、省略させていただきます。なお、237ページからの2、歳入、239ページからの3、歳出以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

続きまして、243ページをお願いいたします。

第20号議案 令和5年度下仁田町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和5年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- 1、給水戸数3,424戸。
- 2、年間給水量85万431立方メートル。
- 3、1日平均給水量2,323立方メートル。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億5,981万6,000円。第1項営業収益1億9,769万6,000円。第2項営業外収益6,211万9,000円。第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億5,860万6,000円。第1項営業費用2億4,333万8,000円。第2項営業外費用1,476万5,000円。第3項特別損失3,000円。第4項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

基本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,597万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額201万6,000円、当年度分損益勘定留保資金5,175万3,000円、減債積立金2,221万円で補てんするものとする。

収入。

第1款資本的収入8,230万6,000円。第1項企業債2,150万円。第2項出資金2,804万5,000円。第3項国庫補助金227万

7,000円。第4項他会計補助金3,048万3,000円。第5項他会計負担金1,000円。

支出。

第1款資本的支出1億5,828万5,000円。第1項建設改良費5,045万4,000円。第2項企業債償還金1億783万1,000円。企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、浄水場施設工事、配水本管布設替工事、限度額2,150万円、起債の方法、証書借入、利率年3%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に挙げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費3,276万5,000円。

他会計からの補助金。

第9条、水道水源開発事業に係る企業債、災害復旧事業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,459万9,000円である。

たな卸資産購入限度額。

第10条、たな卸資産購入限度額は、212万1,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分。

第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、種類、浄水場施設工事、名称、宮畑浄水場沈殿池修繕工事、数量、沈殿池1箇所。種類、配水本管布設替工事、名称、小坂地区

(滑～二岩方面)、水道本管布設替工事、数量、L=100.5メートル、PE径150ミリ。名称、緑ヶ丘地区水道本管布設替工事、数量、L=136.2メートル、PE径50ミリ。

令和5年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、次ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案説明が終わりましたので、第15号議案から第20号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。

木暮弘元君

○5番 木暮弘元 139ページ、説明で公文書保存事業ということで、その説明をお願いいたします。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 竹内誠 お答えいたします。

公文書保存事業46万5,000円でございます。今まで、資料収集が中心だったんですけれども、町史編さん事業につきまして、令和5年度から長期計画になる見込みではありますけれども、編さん事業に着手したいということで、予算を計上しているものでございます。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 46万5,000円ということですがけれども、今までの予算はどのようにして、経過を説明していただきたいと思います。どのようにして、今までは予算組みをしていたんでしょうか。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 竹内誠 令和4年度につきましては、保存整理事業ということで、予算は1万円を計上しております。その前の年、令和3年度は10万円ということで予算は計上しています。それに比べまして、令和5年度からもう少し、着手に向けてしていきたいということで、計上させてもらっております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○5番 木暮弘元 令和5年度の予算が今まで、例年どおり、今までの予算で来ましたけれども、いっぱい予算をつけてもらったということなんだろうね。結果的に、要するに資料収集だけじゃなく、一生懸命、町史編さんをやって

いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長 佐藤博 ほかに質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結し、第15号議案から第20号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長 佐藤博 次に日程第14、陳情を議題といたします。  
ただいま議題となっております陳情第3号 国に「旧統一協会等による被害の防止・救済を求める意見書」の提出を求める陳情書は全員協議会で協議いたします。

---

○議長 佐藤博 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

---

散 会 令和5年3月9日 午前11時43分